

相手国政府・相手国際機関 (注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は贈与の供与期限 (注2)	署名日 (効発日) (注3)	署 名 者	告示番号 (注4)
南スーダン	ジュバにおける廃棄物管理改善計画のための贈与に関する日本国政府と南スーダンとの間の交換公文	ジュバにおける廃棄物管理改善計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	780,000千円 2025.7.31まで	2021.10.6 ジュバで (同日)	日本側 堤高広 南スーダン側 アイク・アイン・アイン外務・国際協力大臣	2021.11.8 349号

無償資金協力取極の修正に関する取極

相手国政府・相手国際機関 (注1)	名 称	修 正 の 内 容	署名日 (効発日) (注3)	署 名 者	告示番号 (注4)
南スーダン	ジュバ市水供給改善計画のための贈与に関する日本国政府と南スーダンとの間の交換公文	贈与の限度額を「6,508,000千円」に改める。	2021.3.5 ジュバで (同日)	日本側 堤高広 南スーダン側 ベアトリリス・カミサ・ラニ外務・国際協力大臣	2021.3.29 109号

- (注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、○年△月□日を○△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。